

総 第 5948 号
令和 7 年 1 月 15 日

琴浦町議会議長 大平 高志 様

琴浦町長 福本 まり子
(公 印 省 略)

議会報告会・意見交換会における要望事項について

令和 6 年 12 月 20 日付議第 146 号で通知のありました議会報告会・意見交換会における要望事項につきまして、別添のとおり回答を提出します。

議会報告会・意見交換会における意見等に係る回答

町への要望等	担当部署	回答(対応方針)
1. 農地の維持管理について	農林水産課	<p>地域計画については、町内9地区における協議の場を11月22日～12月12日にかけて開催。これを受けて地域計画を令和7年3月末までに策定するよう作業を進めています。</p> <p>協議の場においても農地維持・耕作放棄地に対する意見は上がっており、中山間直接払交付金などに取組む集落を拡大するなどの意見がある一方で地域人材の高齢化などによる人材不足により取組みが困難といった意見もあり、策定の段階では有効な課題解決まで至っていないのが現状です。</p> <p>地域計画は、策定するだけでなく毎年度見直しを図りつつ実行することとなっていることから、引き続き住民と一体となって協議、取組みを進めたいと考えます。</p>
2. 鳥獣被害について	農林水産課	<p>鳥獣被害は、1. 個体群管理(捕獲)、2. 進入防止、3. 生息環境管理の3本柱が基本であり、これらの対策を適切に組み合わせることで効果的に防止できるとされています。</p> <p>町では、鳥獣被害防止計画を策定し、被害防止に努めています。イノシシについては、猟友会の協力のもとに捕獲を進めており、近年捕獲頭数は増加しています。</p> <p>農作物被害防止のための電気柵やワイヤーメッシュなどの進入防止対策については、国、県の事業を活用し、被害防止を進めています。効果的な取組のため、補助事業を活用する場合には要件を遵守していただきますようご理解をお願いします。</p>
3. 空き家対策について	建設住宅課 企画政策課	<p>[建設住宅課] 空き家の適正管理について、固定資産税納税通知や琴浦町ホームページ、広報誌で呼びかけています。 危険空き家の所有者等に対して、指導書等を送付し適正管理を指導しています。 また、危険空き家及び危険空き家になるまでの空き家の解体に対して、予算の範囲内で、解体補助金を交付しています。</p> <p>[企画政策課] 空き家対策として、空き家の利活用推進に取り組んでいます。ホームページ上で空き家の物件を紹介し、購入希望者へお繋ぎする「空き家ナビ」の運営や、空き家の購入・家財撤去等に対する補助制度も整備しています。 また、関係機関と連携しながら、空き家に関する講座の実施等、啓発活動にも取り組んでいます。</p>

議会報告会・意見交換会における意見等に係る回答

<p>4. 林道、作業道の維持管理について</p>	<p>農林水産課</p>	<p>林道や作業道の維持管理は受益者で行っていただいております。修繕、維持管理を含めて、受益者による作業を行う場合は、原材料等助成の対象になりますので、実施を希望される場合は農村整備係まで相談してください。</p>
<p>5. 防災対策としての河川の堆積土砂の除去</p>	<p>建設住宅課</p>	<p>地元からの要望を受け、町では県管理河川については毎年河床掘削、河川伐開の要望を行っています。また、町管理河川においては現地を確認し、予算確保のできた箇所から河床掘削等の対策工事を実施しているところです。</p> <p>上郷地区については、近年では県管理河川の河床掘削等の実施はありませんが、町管理河川については令和4年に普通河川河内川（公文）の河床掘削を実施しています。</p> <p>なお、現在は、2級河川洗川の河床掘削について県に強く要望しているところです。</p>